

お知らせ



国土を整え、全力で備える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

令和5年11月20日

情報提供先 : 島根県政記者会
出雲市政記者クラブ

尾原ダム・志津見ダムPR大使を募集します！

尾原ダム・志津見ダムの魅力を広く全国の方々に知っていただくために、SNSやウェブサイト・口コミなどで情報発信していただける方を募集します。

- 活動内容 : 尾原ダム及び志津見ダムに関する情報の発信
(情報発信の媒体は問いません)
- 応募要件 : 年に1回以上、活動報告ができる方
(年齢・性別問いません)
- 任命報酬 : 無償(委嘱状交付及び名刺を作成します)
- 任期 : 委嘱の日から～令和7年3月31日(約1年間)
- 募集期間 : 令和5年11月20日～令和6年1月31日

※PR大使要綱や応募方法など詳細については、出雲河川事務所ウェブサイトでご確認下さい。

<https://www.cgr.mlit.go.jp/izumokasen/enjoy-dam/pr-taishi/index.html>

【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所

総括保全対策官

いけだ けんじ
池田 健二

管理第二課長

もりわき ひさし
森脇 央

電話 0853-21-1850 (出雲河川事務所 代表)

0853-20-1754 (管理第二課直通)

尾原ダム・志津見ダムPR大使を募集します！

尾原ダム・志津見ダムの魅力をSNSやウェブサイト・口コミなどで情報発信していただける方を募集します。

- 活動内容 : 尾原ダム及び志津見ダムに関する情報の発信
(情報発信の媒体は問いません)
詳細は「尾原ダムPR大使制度要綱」「志津見ダムPR大使制度要綱」をご確認ください。
- 応募人数 : 各ダム10名程度
- 応募要件 : 年に1回以上、活動報告ができる方
(年齢・性別問いません)
- 任命報酬 : 無償 (PR大使委嘱状の交付及び名刺を作成します)
- 任期 : 委嘱の日から～令和7年3月31日 (約1年間)
(令和6年3月頃)
- 募集期間 : 令和5年11月20日～令和6年1月31日
- 応募方法 : 応募用紙を下記のメールアドレスに送付
E-Mail: izumo@cgr.mlit.go.jp



【問い合わせ先】

中国地方整備局出雲河川事務所

〒693-0023

島根県出雲市塩冶有原町5-1

TEL: 0853-21-1850 (代表)

担当: 管理第二課 森脇・長谷川

尾原ダム・志津見ダム愛
を
発信しませんか！

尾原ダム PR 大使制度要綱

1. 趣 旨

広く全国の方々に、尾原ダムの実態・目的・魅力等について知っていただくための活動を行う「尾原ダム PR 大使」（以下「ダム PR 大使」と言う。）の制度とする。

2. 委 嘱

ダム PR 大使は一般公募により出雲河川事務所長からの委嘱とする。

任期は当面の間は 1 年程度とし、委嘱の日から翌年 3 月 31 日までとする。

また、その期間中、適切でない行為が認められる等の事情が生じた場合は、その任を解くことがある。

3. 報 酬

ダム PR 大使は、ボランティアであり無償とする。

4. 活 動

ダム PR 大使

自らの興味や PR の経験等に応じ、尾原ダム及び島根県雲南市及び奥出雲町について広く一般の方々に知っていただくための活動を自らの責任において可能な範囲で実行するよう努める。

なお、ダム PR 大使の情報発信の手段は指定しない。（例：SNS,HP,雑誌、口コミ等）

5. 法令遵守

ダム PR 大使は、その活動に当たってその名称にふさわしい行動に努め、法令を遵守すると共に、公序良俗に反するような行為をしてはならない。

6. 活動報告

ダム PR 大使は、自主的に活動実績について年 1 回以上報告することとする。

なお、報告は任意とし、報告の時期・方法等も自由とする。

7. 尾原ダム管理支所の支援

尾原ダム管理支所は、ダム PR 大使がそれぞれの役割を十分に果たせるよう、その活動を出来る限り支援する。

8. 要綱の変更について

出雲河川事務所長は、必要が生じたときは要綱の変更を適宜行うものとする。

以 上

尾原ダムPR大使 応募用紙

ふりがな 名 前		
生年月日	昭和 平成	年 月 日生 (才)
住所	(〒 -)	
職業・勤務先		
連絡先		
E-mail		
発信方法 (SNS、口コミ等)		
応募理由 (尾原ダムへの思 いなど)		

<個人情報の取り扱いについて>

この申請によりいただいた情報は、PR 大使制度の目的以外に使用いたしません。
また、ご本人の同意なしに、第三者に提供することはいたしません。

志津見ダム PR 大使制度要綱

1. 趣 旨

広く全国の方々に、志津見ダムの実態・目的・魅力等について知っていただくための活動を行う「志津見ダム PR 大使」（以下「ダム PR 大使」と言う。）の制度とする。

2. 委 嘱

ダム PR 大使は一般公募により出雲河川事務所長からの委嘱とする。

任期は当面の間は 1 年程度とし、委嘱の日から翌年 3 月 31 日までとする。

また、その期間中、適切でない行為が認められる等の事情が生じた場合は、その任を解くことがある。

3. 報 酬

ダム PR 大使は、ボランティアであり無償とする。

4. 活 動

ダム PR 大使

自らの興味や PR の経験等に応じ、志津見ダム及び島根県飯南町について広く一般の方々に知っていただくための活動を自らの責任において可能な範囲で実行するよう努める。

なお、ダム PR 大使の情報発信の手段は指定しない。（例：SNS,HP,雑誌、口コミ等）

5. 法令遵守

ダム PR 大使は、その活動に当たって、その名称にふさわしい行動に努め、法令を遵守すると共に、公序良俗に反するような行為をしてはならない。

6. 活動報告

ダム PR 大使は、自主的に活動実績について年 1 回以上報告することとする。

なお、報告は任意とし、報告の時期・方法等も自由とする。

7. 志津見ダム管理支所の支援

志津見ダム管理支所は、ダム PR 大使がそれぞれの役割を十分に果たせるよう、その活動を出来る限り支援する。

8. 要綱の変更について

出雲河川事務所長は、必要が生じたときは要綱の変更を適宜行うものとする。

以 上

志津見ダムPR大使 応募用紙

ふりがな 名 前		
生年月日	昭和 平成	年 月 日生 (才)
住所	(〒 -)	
職業・勤務先		
連絡先		
E-mail		
発信方法 (SNS、口コミ等)		
応募理由 (志津見ダムへの 思いなど)		

<個人情報の取り扱いについて>

この申請によりいただいた情報は、PR 大使制度の目的以外に使用いたしません。
また、ご本人の同意なしに、第三者に提供することはいたしません。